

令和 5 年度宇陀市自動運転実証実験業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この業務は、令和 4 年度に策定した自動運転実証実験実施計画（天満台地域）に基づき、「天満台地域における自動運転を起点とした全世代が住み続けられるための移動手段の社会実装」に向けた新たな地方創生を目指すためのものです。

当業務を実施するにあたり、価格のみではなく事業者にかかる業務実績、専門性、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結するため、公募型プロポーザルにより契約の相手方となる候補者を募集します。

2 業務概要

(1) 業務名

令和 5 年度宇陀市自動運転実証実験業務委託

(2) 契約上限金額

¥ 4 9, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(3) 契約期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 22 日まで

(4) 業務内容

別紙「令和 5 年度宇陀市自動運転実証実験業務委託仕様書」のとおり

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加することができる者は、次の要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当していない者であること。

(2) 仕様書に掲げる業務を円滑かつ柔軟に遂行できる体制を有すること。

(3) 国又は地方自治体若しくは宇陀市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領第 3 条第 2 項の規定による指名停止期間中でないこと。

(4) 宇陀市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び又は同条第 2 号に規定する暴力団員と密接な関係でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始申立てをしていない者又は更生手続開始申立てをなされていない者であること。

4 企画提案等の日程

(1) 質問書の受付及び回答

企画提案に関する質問については、次のとおり受付及び回答を行う。

① 受付期間

令和5年3月27日（月）から令和5年3月31日（金）

② 受付方法

質問書に質問事項を記載のうえ、下記アドレスまでメールにて提出のこと。

メールアドレス s-seisaku@city.uda.lg.jp

③ 回答日

令和5年4月5日（水）

④ 回答方法

ホームページに掲載する。

(2) 審査書類の提出

公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加申込書等を提出すること。

① 提出期間

令和5年4月5日（水）から令和5年4月17日（月）

② 提出部数及び方法

提出部数（紙媒体6部、PDF1部）

参加申込書等を郵送及び電子メールで提出すること

※PDF版は、電子メールで提出すること。

（提出期間内に必着すること。）

(3) 審査書類

① 企画提案参加申込書

（様式第1号）

- ②添付書類 企画提案書 (様式第1-1号)
- ③添付書類 業務従事予定技術者経歴書 (様式第1-2号)
- ④添付書類 業務実績調書 (様式第1-3号)
- ⑤見積書 (様式第2号)

5 審査及び受託候補者の選定方法

令和5年度宇陀市自動運転実証実験業務委託事業者選定委員会において、提出された企画提案参加申込書、企画提案書、業務従事予定技術者経歴書、業務実績調書、見積書の内容について、審査を行う。

(1) 事前審査

1) 次表の評価基準に基づき、審査を行うとともに採点する。

業務従事予定技術者経歴、業務実績調書に基づき採点する。なお、担当技術者を複数配置する場合においては、主たる部分を担当する者について審査を行う。

各評価項目の評価基準ごとの配点は、次の表のとおりとする。

評価	配点
3件以上の実績	10
2件の実績	8
1件の実績	6
実績なし	2

2) 見積書の見積金額が予算限度額の範囲内であり、見積もり金額に応じ配点する。

3) 参加申込者が1者のみの場合においても審査を行うことができるものとする。

(2) プレゼンテーション

1) 企画提案書等について、プレゼンテーションを下記のとおり実施する。

(ア) 実施日時及び場所

令和5年4月25日(火) 宇陀市役所 4階大会議室

(イ) 時間

1事業者につき20分程度(プレゼンテーション15分以内、質疑応答5分程度)

(ウ) 説明資料

プレゼンテーションで使用する資料は、事前に提出された企画提案書のみとする。

(エ) 出席人数

1事業者につき3名以内とする。

(オ) 事前の連絡なく遅刻又は欠席した場合は、参加を辞退したものとみなす。

- 2) 令和 5 年度宇陀市自動運転実証実験業務委託公募型プロポーザル実施要領・評価基準に基づき、各委員が審査を行うとともに採点する。

各評価項目の評価基準ごとの配点は、次の表のとおりとする。

評価	10 点満点	20 点満点	30 点満点
優れている	10	20	30
やや優れている	8	16	24
ふつう	6	12	18
やや劣っている	4	8	12
劣っている	2	4	6

- 3) 2) により採点した得点を提案者毎に合計し平均した得点と事前審査における得点を合計し、その合計得点が最も高い提案者を受託候補者とする。
- 4) 3) により求めた合計得点が最も高い提案が複数となった場合は、「企画提案の内容」の合計得点が最も高い者を受託候補者とし、「企画提案の内容」の合計得点が同点の場合は、見積金額が最も安価な者を受託候補者とする。
- 5) 提案者が 1 者の場合においては、各委員が採点した得点を提案者毎に合計し平均した得点（小数第 1 位四捨五入）が当該評価項目の配点合計の 6 割（120 点）未満であるときは、失格とする。

(3) 選定結果等の公表方法

選定した事業者名をホームページに掲載する。

6 選定結果の通知

企画提案書を提出した者に対しては、選定・非選定の旨を書面により通知する。

7 失格事項

プロポーザル参加者が、以下のいずれかに該当する場合には、提出書類(参加申込書等)を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- ①提出期限を過ぎて提出された場合
- ②提出書類の記載事項に虚偽の記載があった場合
- ③選考の公平性を害する行為があった場合
- ④見積書の見積金額が委託上限金額を超えている場合
- ⑤本要領 3 に示す参加資格要件を欠くことになった場合
- ⑥その他本要領に違反するなど審査委員会が不適格と認めた場合

8 契約に関する事項

上記により選定された者は、速やかに本市と本業務に係る契約を締結すること。

※契約内容等については、選定された者に別途通知する。

9 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 審査方法、審査内容及び審査結果等の審査に関する異議は認めない。
- (4) 提出された書類等は返却しない。
- (5) 提出後の書類などの修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (6) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。
- (7) 提出された書類等は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
- (8) 提出のあった企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて本市から疑義事項の照会を行うことがある。
- (9) 市は、提出された資料について、宇陀市情報公開条例(平成 18 年宇陀市条例第 9 号)の規定に基づく請求により、第三者に開示することができるものとする。ただし、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報等については、非公開とする場合がある。

10 募集等スケジュール

日 程	内 容
3月27日(月)	公募開始
3月27日(月)～3月31日(金)	質問書受付期間(メールのみ受付)
4月5日(水)	質問書への回答(ホームページに掲載)
4月5日(水)～4月17日(月)	書類提出期間
4月18日(火)～4月21日(金)	事前審査
4月25日(火)	プレゼンテーション
4月28日(金)	審査結果通知
5月1日(予定)	契約締結

11 問い合わせ及び書類提出先

〒633-0292 奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3
宇陀市役所市長公室総合政策課 (R5.3.31まで)
電話：0745(82)1362(直通)
メールアドレス：s-seisaku@city.uda.lg.jp

※令和5年4月1日以降の問い合わせ先
宇陀市役所政策推進部政策推進課
電話：0745（82）3910（直通）
メールアドレス：s-seisaku@city.uda.lg.jp